

熊本県監査委員公告第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により令和元年度（2019年度）包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、次のとおり公表する。

令和3年（2021年）1月7日

熊本県監査委員	福	島	誠	治
同	竹	中		潮
同	岩	下	栄	一
同	山	口		裕

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況  
(テーマ「公営企業会計に属する事業の執行および管理運営について」)

※頁: 包括外部監査結果報告書における記載ページ

番号	頁	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
【病院局】熊本県立こころの医療センターについて						
(1) 資産管理に関する事項						
1	26	貸借対照表・貯蔵品勘定及び決算数値の検証体制の構築について	指摘	平成30年度の決算において、現行の会計規程及び運用状況から、本来はたな卸資産として処理すべきではない診療材料が、たな卸資産として計上されている。 事務処理のミスについては、人の手を介して作業を行っている以上、完全になくすことは困難であるが、それを発見する体制が整備されていないことのほうが、より重要な問題と考えられる。	たな卸資産への計上誤りについては令和元年度に修正済み。 令和元年度決算の調製に当たっては、複数の職員で財務システムのデータと貯蔵品管理台帳の残高との照合を行い、計上誤りの防止を図っている。	実施済
2	27	診療材料の在庫計上の検討について	意見	「貸借対照表・貯蔵品勘定及び決算数値の検証体制の構築について【指摘事項】」において、会計規程上棚卸資産に含めないこととされている診療材料について、他の病院等においては、たな卸資産の内容として、診療材料を含めていることが多い。 未使用の診療材料の金額的な重要性も勘案した上で、保管されている診療材料についてたな卸資産として計上するか否かを検討すべきである。	購入から1か月以内に消費しているものについては、診療材料として、1か月以上保管しているものについては、たな卸資産として処理している。	実施済
3	28	非常食の在庫計上の検討について	意見	会計規程上、非常食の備蓄分に関しては、たな卸資産の範囲に含まれていない。備蓄品については、未使用の状況であるため、本来はたな卸資産として計上すべきであるが購入時点で、給食材料費として計上されている状況である。 非常食の備蓄品が金額的にどの程度保管されているのかを把握し、そのうえで金額的な重要性も考慮の上、たな卸資産として計上するか否かを検討することが望ましい。	令和元年10月以降の購入分からたな卸資産(貯蔵品)として処理を行っている。	実施済
4	28	薬品の実地たな卸におけるマニュアルの作成について	意見	薬品の実地たな卸に関する要領が、当該担当者のみに属人的に集約されている状況であり、一定の方法に基づいたたな卸金額を算定するためのマニュアルが存在しない。 薬品の実地たな卸に関する要領を、マニュアルとして文書化し、担当者が交代したとしても、同一のルールで実地たな卸を実施できるような体制を構築することが望ましい。	令和元年度中にシステムの操作方法も含めたマニュアルを作成し、運用している。	実施済
5	29	使用期限を過ぎて廃棄した薬品の処理について	意見	使用期限が迫ってきた薬品に関する報告を行うことにより該当する薬品の使用促進を図っているものの、実際に使用期限を迎えた場合には、薬局で処分を行うのみであり、処分した薬品の内容を記録した報告書等の書類の作成は行われていない状況であり本来区別して把握すべき「薬品費」と「たな卸資産減耗費」が区別して把握されていない。 使用期限を迎えて実際に廃棄した薬品に関しては、廃棄日、廃棄した薬品名、数量、仕入単価、仕入金額等を記載した書類を作成し、当該書類を経営管理の一面として利用できる体制の構築を検討し、会計処理上も、廃棄薬品分に関しては、「たな卸資産減耗費」として計上すべきである。	令和2年4月から薬局からの報告を基に患者に投与した薬品と廃棄した薬品とを区分し、廃棄したものについては「たな卸資産減耗費」として計上している。	実施済

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況  
(テーマ「公営企業会計に属する事業の執行および管理運営について」)

※頁: 包括外部監査結果報告書における記載ページ

番号	頁	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
6	30	ソフトウェアの固定資産の計上区分と減価償却費について	指摘	ソフトウェアは、本来、その他無形固定資産(無形固定資産)であるが、誤って器械備品(有形固定資産)に計上されているため、貸借対照表の資産の表示区分が不適切である。 機器一体型の専用組み込みソフトウェア等特殊なものを除き、器械備品と明確に区分し、両者をそれぞれ規程に従い適切に処理をしなければならない。また、ソフトウェアについては、他の「その他の無形固定資産」とは分けて「ソフトウェア」の科目で管理し、貸借対照表上の表示上も金額的重要性を考慮した上で必要に応じ「ソフトウェア」としてその他固定資産と区分し独立掲記する。	ソフトウェアについては、令和元年度決算において「無形固定資産」に計上し、修正を行った。 令和2年3月に会計規程を見直し、「無形固定資産」の科目に「ソフトウェア」を追加した。	実施済
7	32	固定資産の取得価額について	指摘	平成28年度中に実施した改修計画策定業務について、実際の改修工事は平成29年度に行われていたにもかかわらず、平成28年度に建物として処理されていた。 本体工事だけでなく、これに付随する間接費用も含めて翌年度に跨るものがないか、工事ごとの工程表を確認する等対策を講じる必要がある。特に設計・監理については、工事本体とは別に発生し、金額も高額であることが多いことから、留意する必要がある。	今後、建設改良のための設計・監理委託を行った場合は「建設仮勘定」に計上し、工事完了後に固定資産として総額を計上する。	実施済
8	33	固定資産の除却について	指摘	固定資産台帳を元に保有資産の現物確認を行ったところ、実際には廃棄しているが固定資産台帳上、未処理のものがあった。 固定資産の売却・廃棄を行う場合には必ず、固定資産の管理者に報告をするよう、規程を遵守しなければならない。またそれでも報告が漏れることはあるので、最低年に一回の定期的な現物確認が必要である。	現物確認により台帳整理を進めるとともに、不用となっている物品については、用途廃止や廃棄などの手続きを行う。	着手済
9	34	固定資産台帳の整備状況について	指摘	固定資産の現物と固定資産台帳との突合が困難な状況であり、現物を廃棄したとしても、固定資産台帳からの除却処理ができない可能性がある。他、リース資産の会計処理規程に則った管理がなされていない、取得年度において費用として処理すべき、取得価額10万円未満の資産につき固定資産として計上されている等、固定資産の計上と台帳による管理において不備が見られる。 固定資産番号の付番と現物へのシール貼付を行う、リース資産についても他の固定資産と同様、固定資産台帳を作成する、固定資産として計上すべき資産定義を周知徹底するといった対応が必要である。	10万円未満で固定資産に計上されている一部の物品については、台帳から除却した。その他の物品についても、今後、整理を行う。 各固定資産には、シール貼付による適正な管理を徹底する。 リース資産については、令和元年度中に固定資産台帳を作成した。	着手済
10	37	受贈物の処理漏れについて	指摘	当センターに対して寄贈された絵画が10点存在しているが、会計処理がなされておらず、備品整理簿にも固定資産台帳にも計上されていない。規程等に定められた手続きがなされなかった可能性が高く、書類も残っておらず、管理が不十分である。 寄付による取得があった場合の取り扱いの定めは作成済みであるので、これを周知徹底し実際に運用するとともに、計上が漏れている絵画については、評価額を算定の上、10万円以上の評価額のものについては、有形固定資産の器械備品として計上し、固定資産台帳にも記載し、3万円以上10万円未満であっても備品整理簿への記載が必要である。	令和元年度中に絵画の評価額を算定し、備品管理台帳に登録した。	実施済

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況  
(テーマ「公営企業会計に属する事業の執行および管理運営について」)

※頁: 包括外部監査結果報告書における記載ページ

番号	頁	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
11	39	修繕費と資本的支出について	指摘	本来、固定資産に計上すべきものが修繕費として処理されている。修繕費として処理するか、固定資産として計上するかに関する規程を当センター内において明文化する必要がある。	修繕費と資本的支出の区分に関する取り扱いを規定し、区分の基準を明文化した。	実施済
12	42	補助金により取得した固定資産と長期前受金の収益化	意見	個別の資産ごとに帳簿価額と長期前受金の残高に関する整合性を確認できるようになっていないため、個別資産売却または廃棄をした場合、これに応じた長期前受金の取崩額が適切に算定できない状態になっている。 管理帳票を作成する際は、個別の資産の売却や除却が発生することを想定し、勘定科目毎ではなく、個別の資産単位で管理するようにすべきである。	今後、補助金を受けて整備する際には、資産ごとにくら補助金を充てたのかを整理し、台帳に記載する。	実施済
13	44	病院局会計規程の新会計基準への整備状況について	意見	平成26年度から新会計基準(金融商品会計、税効果会計、退職給付会計、リース会計、減損会計、資産除去債務等)が適用されたところ、病院局で現に会計処理が行われているものについては、熊本県病院局会計規程に当該会計処理について記載されているが、適用する取引が発生していない会計基準については規程がない。 減損会計、資産除去債務は算定上、見積もりや判断を要することから、熊本県病院局会計規程等において事前にチェック項目を定めておく等、適用漏れを防止するための対応が望まれる。	減損会計については、今後看護宿舎の減損損失処理に必要であるため、会計規程に規定済。 資産除去債務については、将来的にも発生する可能性が低く、他の公営企業の規程に取り入れられている事例も確認できないため、条文化は見送る。	実施済
14	44	固定資産管理業務における留意点	意見	当センターでは固定資産の取得・処分についての業務フローが作成されていない。処理に関し明確な手続きが定められていないことから、固定資産の取得時・処分時の手続きに不備が生じる。 業務フローを作成し、誰がどの時点でどういった手続きをしなければならないのかを整理することが望ましい。	固定資産管理に係る手続きの漏れや不備の防止を図るため、取得及び処分の手続きに物品管理担当が関わることで情報を一元化し、対応している。	実施済
(2) 会計上の見積りに関する事項						
15	47	減損会計の適用について	指摘	昭和50年11月1日に取得した看護宿舎(建物)が長期間遊休状態になっているが、特段、会計処理が取られていない。本来減損損失を認識し、備忘価額を除く減損損失10,780,874円を計上すべきにもかかわらず、減損損失が計上されておらず、所要の注記も行われていない。結果、会計基準に沿った適切な処理がなされていないため問題がある。 減損会計の基準に則り減損損失を計上し、適切な財務諸表の作成が望まれる。 またこのような減損会計の基準の適用漏れを防止するためにも、熊本県病院局会計規程等に、減損会計の適用と、会計処理についての明確な指針を設けるべきである。 加えて看護宿舎に関しては、先々使用する予定もなく、また使用できる状態でもないことから、火災のリスクや防犯上のリスクを考慮すると早期に解体することも検討すべきである。	減損会計については、会計規程に規定済。今後、減損損失を計上する。 今後の建物の管理に関しては、解体も含めて対応を検討していく。	着手済

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況  
(テーマ「公営企業会計に属する事業の執行および管理運営について」)

※頁: 包括外部監査結果報告書における記載ページ

番号	頁	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
16	47	期末要支給額に基づく退職給付引当金の計上について	指摘	退職給付引当金に関する会計基準に従った処理が行われておらず、負債が過少に計上されている。平成30年度末時点における要引当額534,967千円に対して、引当額が149,760千円不足している。また、退職給付費用の計上、退職給付引当金の取崩の処理が一定しておらず、過年度における退職給付費用が適切に算定されていない。 要支給額は毎年度末時点において計算し、不足額を当該年度中において繰り入れなければならない。	令和元年度決算において、平成30年度決算で不足していた引当額を追加計上した。 今後は毎年度、要支給額を算定し一定の退職給付引当金を計上していく。	実施済
17	53	修繕引当金について	指摘	現在計上されている修繕引当金については、平成26年度における公営企業法の改正以前に計上されて以降、見積りの見直しが行われていない。そもそも、修繕引当金として計上すべき、特定の施設修繕計画等があるわけではないため、引当金を計上するための要件を満たしていない。加えて、引当金の取崩しについても、年度ごとに処理が一定しておらず、修繕費の一部として取崩されている場合もあれば、修繕費が計上されているにもかかわらず取崩しが行われていない年度もある。 引当金の計上根拠を満たす引当金以外は計上すべきではない。現在計上されている修繕引当金は早期に全額を取崩す必要がある。	令和元年度決算において、令和2年度に必要な修繕工事費額を除き取り崩しを行った。 令和2年度決算においては、残額全てを取り崩す予定としている。	実施済
18	54	貸倒引当金の計上漏れについて	指摘	過去3カ年(平成28年度から平成30年度)において、患者未収金のうち、1年超の滞留債権が全体の1割を超えており、貸倒リスクが高い債権が含まれていると考えるが、当センターでは過年度から貸倒引当金を計上していない。 貸倒引当金に関する規程を明文化するとともに、債権の回収可能性に応じて貸倒引当金を設定する必要がある。結果として平成30年度においては、755千円の一般貸倒引当金と633千円の個別貸倒引当金を計上する必要があった。	債務者の死亡など回収見込みのない債権について、令和元年度決算において全額貸倒引当金計上済み。	実施済
(3)収益・費用に関する事項						
19	57	請求保留に係る診療報酬について	指摘	地方公営企業法に定められている、発生主義に基づく収益の認識ができておらず、年度内に発生した収益が当該年度内に適切に計上されていない。 毎年度末の決算作業において請求保留となっているレセプトについても3月末で収益計上する必要がある。	保険機関への請求の有無に関わらず収益計上することとし、令和元年度決算では収益に計上した。	実施済
20	58	勘定科目の分類について	意見	費用の計上科目について、現状の機能別(目的別)分類による処理方法は、一般の企業会計では基本的に採用されていない方法であり、民間病院等の決算数値と比較分析を実施する際に、前提条件が異なることになり、有用な比較分析となりにくい状況になっている。	地方公営企業は、当院に限らず現状の目的別分類により会計処理している。仮にこれを変更すると、同規模同種の公営企業との比較が困難になるため、現状維持とする。	措置困難
21	59	未承認の宿日直手当等の支給について	指摘	毎月の給与計算において、各職員が宿日直の申請を失念した場合や、決裁権者の承認が間に合わないことをもって、手当の支給が1カ月遅れることに配慮し、手作業による修正処理を行っているが、システム上は修正されたデータの承認がないまま手当が支給される結果になっている。 システムの申請承認手続きの確実な運用を行うようにするため、職員個人の申請および決裁者の承認が滞らない様、また、もれなく行うことで、承認された手当のみが給与へ反映されるようにするべきである。また、現状の運用に無理があるようであれば、手当計算の締め日を早めるといった対応も検討すべきである。	令和元年度当初から、システム上承認されていることを確認後支給している。	実施済

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況  
(テーマ「公営企業会計に属する事業の執行および管理運営について」)

※頁: 包括外部監査結果報告書における記載ページ

番号	頁	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
(4) 全般的事項						
22	61	臨時職員の任用者名簿の作成について	指摘	臨時職員について、「病院局臨時職員任用等取扱要綱」第4に規定されている任用者名簿の作成が行われていない。 臨時職員の実績管理のためにも「病院局臨時職員任用等取扱要綱」に規定されている様式での任用者名簿の作成を行うべきである。	令和2年度からの会計年度任用職員制度導入に伴い、熊本県病院局会計年度任用職員任用等取扱要綱においては、任用者名簿の作成は規定されていない。	実施済
23	62	臨時職員の登用期間について	意見	病院局臨時職員任用等取扱要綱上、臨時職員の任用期間は6月までとなっており、必要と認められる場合に限り任用期間を12月とし、再度更新することはできないとされているが、引き続き期間を12月未満となるように、例えば1月1日から12月27日までとし、新たに翌年1月1日から任用とすることで、翌年の任用を可能にしている。 長期的に任用される職員については、非常勤職員もしくは正職員として任用し、臨時職員については、本来の趣旨にあった緊急の場合にのみ任用することが望まれる。	会計年度任用職員制度導入に伴い、病院局常勤職員代替臨時的任用職員任用等取扱要綱に従って適正な運用を行う。	実施済
24	64	地方公営企業の経営の状況を反映した給与の決定	意見	地方公営企業法第38条3項によると企業職員の給与は「その地方公営企業の経営の状況」も考慮して定めることとされているが、現在の給与表が、変動する経営の状況を考慮しているとは言い難い。 各病棟や各班単位で、収益を向上させる目標もしくは経費削減の目標を立て、その結果を人事評価の成績率に反映することで、職員の努力の成果である経営成績が考慮された給与もしくは手当の支給が行われることが望まれる。	経費節減や経営成績の向上等に取り組んだ結果が、人事評価の結果として職員の勤勉手当に反映されている。	実施済
25	67	医事業務委託先に対する検査及び監督について	意見	受託業者から提出された書類と現金等の現物のチェックなどは行っているものの、医事会計システムやレセプトなどの基礎情報を直接確認することはなく、受託業者に対して定期的な検査も実施していない状況である。 病院局総務経営課の事務職員から医事部門及び診療情報管理部門の責任者を選任し、医事業務及び診療情報管理業務についても委託業務に対する定期的な検査を実施することで、直接内部牽制機能を発揮することが望まれる。	今後医事業務や診療管理業務に精通した職員の配置が望ましいが、早急に人材を確保することが困難なため、当面は配属された職員の育成に努める。	着手済
26	69	大金庫内での現金等の保管方法について	指摘	当センター内の総務経営課が所有する大金庫内に、当センターの収入に属する現金等が保管されるとともに、医事業務の受託者に属する釣銭、及び家族会が管理する現金及び預金通帳が保管されているが、現在はダイヤルによる施錠のみで、鍵の利用が一定期間なされていなかった。また、大金庫の施錠について、鍵の利用やダイヤル暗証番号の定期変更などの運用ルールが定められていない。 大金庫の施錠については、ダイヤル暗証番号の定期変更などの運用ルールを策定するとともに、鍵とダイヤルの両方の運用が望ましい。 また、盗難等が発生した場合のリスク負担について明確にするため、金庫を共用する相手先と文書などで約束を取り交わす必要がある。	金庫の利用に関する管理規程を作成し、ダイヤル暗証番号の定期変更など運用をルール化することとした。	実施済

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況  
(テーマ「公営企業会計に属する事業の執行および管理運営について」)

※頁: 包括外部監査結果報告書における記載ページ

番号	頁	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
27	69	一般会計負担金について	意見	<p>当センターでは、毎年黒字を計上しているものの、収入に占める一般会計負担金の割合が大きく、平成30年度においては一般会計負担金が医業収益を上回っている状況である。</p> <p>当センターは全国の精神科単科の公立病院と比べても医業利益率及び一般会計負担金対医業収益比率の割合が芳しくない状況である。医業利益率は精神科単科の全ての公立病院でマイナスとなっているが、当センターは28の公立病院のうち、ワースト5位である。また一般会計負担金対医業収益比率は、ワースト4位であり、平成30年度においては100%を超える水準となっている。</p> <p>一般会計が負担すべき金額は、病院や地域の状況、一般会計の財政状態等により異なっているため、総務省が公表する繰出基準をもとに、各地方公共団体がその実情に合わせて繰出金の算出方法を決定するものである。そのため、一律に算出方法が決まっているわけではないが、非効率な経営によって生じる赤字補填まで認められるべきものではなく、算定根拠は明確にする必要がある。</p> <p>また、当センターにおいては業績管理として病棟ごとの収支が把握できておらず、どこまでが一般医療分でどこからが行政的医療・不採算分なのか把握する手段がない。そのため、まずは管理会計の手法を用いて、業績管理を行った上で、必要経費(経常費用)から経営努力を反映した収入(経常収入)を控除した金額を算定するなど、より客観的なデータに基づく合理的な算出方法を検討することが望ましい。</p>	<p>一般会計負担金は総務省の繰出基準を準用して算出するが、過度に一般会計負担金に頼ることのない自立した経営を行うため、一般医療分と行政的医療・不採算分の収支把握に必要な管理会計の方法を検討する。</p>	着手済

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況  
(テーマ「公営企業会計に属する事業の執行および管理運営について」)

※頁: 包括外部監査結果報告書における記載ページ

番号	頁	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
【企業局】工業用水道事業および駐車場事業について						
(1) 資産管理に関する事項						
1	130	固定資産の実査について	指摘	一部の固定資産について実物の実査が定期的に行われていない。 固定資産の実査は1年に1度は、企業局職員による実査をおこない、固定資産台帳と現物との整合性をチェックするべきである。	令和2年度に企業局会計規程の見直しを行い、固定資産の実査の規程を設ける。 併せて、固定資産台帳と紐づける図面や写真等の資料の作成を施設ごとに進め、作成後は固定資産の実査を年に1度行っていく。	着手済
2	130	備品の実査について	意見	備品の実査に際して、「備品整理簿」との突合は行われているが、決算財務報告の基礎資料となる固定資産台帳との突合が行われていない。 固定資産台帳と現物もしくは実査時に使用した備品整理簿との突合を行い、固定資産台帳に登録された資産の実在性を担保することが望まれる。	備品整理簿と固定資産台帳の照合を行い、不一致があったものについては原因を調べ、修正を行い、一致させた。備品の実査の結果と合わせ、固定資産台帳に登録されている資産の実在性が担保された。 今後は備品整理簿と固定資産台帳の不整合が起きないように確認を行うとともに、備品の実査を引き続き行っていく。	実施済
3	131	建物、構築物及び機械の個別管理について	意見	一部の資産につき固定資産管理シールを貼付けて管理することがふさわしくないという理由により、固定資産番号シールを貼付しておらず、これに代替する管理も行っていない。 固定資産番号シールの貼付が困難な固定資産については、固定資産台帳と紐づけるような図面や写真等の資料を整備し、網羅的かつ効率的な管理が望まれる。	「(1)1 固定資産の実査について」と同じ	着手済
(2) 会計上の見積りに関する事項						
4	133	修繕準備引当金の表示上の取り扱いについて	指摘	「修繕準備引当金」という勘定科目名称が、現行の熊本県企業局会計規程と整合していない。 熊本県企業局会計規程を修正して別表第2勘定科目表に「修繕準備引当金」という勘定科目を追加するか、もしくは、平成31年度の決算書から「修繕引当金」もしくは「特別修繕引当金」という熊本県企業局会計規程に合わせた形で表示するのか、いずれかの対応が必要となる。	熊本県企業局会計規程の勘定科目表中に「修繕準備引当金」を追加した。	実施済
5	133	特別修繕引当金の計上の妥当性について	意見	現在計上されている特別修繕引当金について、引当金の計上要件を満たしていない可能性がある。 現状計上されている特別修繕引当金について、修繕案件とその発生頻度である修繕の周期(年数)について、「法令上の義務付けがある場合と同程度に費用発生蓋然性が認められる」か否かについて再検討を行い、再検討の結果、上述した点が明確に認められる案件については特別修繕引当金としての計上を継続し、認められない案件については、引当金を取り崩し、地方公営企業会計基準上認められた引当金の金額に修正することを検討してはどうか。	令和2年度中に特別修繕引当金の計上要件について再検討を行い、引当金計上に係る要項を作成のうえ、それに基づき処理を行う。	着手済



令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況  
(テーマ「公営企業会計に属する事業の執行および管理運営について」)

※頁: 包括外部監査結果報告書における記載ページ

番号	頁	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
6	135	賞与引当金にかかる社会保険料の勘定科目について	意見	賞与にかかる社会保険料分は、毎月为社会保険料と同様に法定福利費と未払費用にて会計処理することが多いが、賞与引当金に含めて処理されている。 賞与引当金繰入額が、細節で給与分と法定福利費分に区分して計上されていることも踏まえ、賞与引当金を計上する際の賞与にかかる社会保険料についても、引当金を賞与引当金と法定福利費引当金とに区分して会計処理することが合理的である。	賞与引当金と法定福利費引当金とに区分して会計処理できるように企業局会計規程の改正及び会計システムの改修を行った。	実施済
7	136	賞与引当金及び退職給付引当金の規程等の整備について	指摘	引当金につき、会計規程において引当金を計上するよう定められているが、具体的な計算方法についての定めがない。 引当金に関しては算定にあたり見積もり等の要素が含まれるため解釈に幅があり、画一的な基準を設けない限り、継続的かつ適切な引当金の計上が困難であるため、規程ないしマニュアル等で具体的な指針を明確にする必要がある。	令和3年度当初予算編成時期を目途に、事務処理要領の策定を行う。	着手済
8	137	退職給付引当金の算定期間及び算定方法について	指摘	退職給付引当金は本来、該当する年度末に在籍する職員数に基づき期末要支給額を算定するところ、1年半前の在籍者によって期末要支給額を算定するため、この間の人事異動や退職者分についての異動を考慮してない。したがって本来計上すべき金額と乖離が生じ、決算書上、年度末時点での期末要支給額と退職給付引当金の残高が一致しておらず、財政状態を適正に反映しているとはいえない。 決算時に計上する退職給付引当金繰入額は、毎決算期の3月末日時点における期末要支給額を算定した上で、貸借対照表上の退職給付引当金との差額を繰り入れるようにする必要がある。	これまで規程がなかった退職給付引当金繰入金事務取扱要領の策定に併せて、包括外部監査の指摘を踏まえ、令和3年度当初予算編成時期を目途に算定方法等の見直しを行う。 具体的には、算定した期末要支給額と退職給付引当金残高の差額を繰り入れることとし、その旨を令和2年度中に策定予定の事務処理要領にも記載する。	着手済
9	142	PCB処理費用引当金の計上	意見	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の対象となる変圧器を保管しているにもかかわらず、その処分費用の引当金が計上されていなかった。 今回発見した機器類については現在処分中とのことであるが、今後、同様の物件等の保管が明らかとなった場合は、その存在が明らかになった時点で引当金として計上するよう注意すべきである。	全施設のPCB廃棄物の保管状況調査を実施した。未処分品については、令和2年度に全て処分を行った。	実施済
10	144	固定資産の減損の検討について	意見	減損会計は平成26年度の公営企業改正の改正から導入された会計処理であり、固定資産の収益力の低下によりその投資額の回収額が見込めなくなった場合、その価値の下落を反映させるために、資産の帳簿価額を減損する処理であるが、工業用水道事業においては、減損会計を適用すべき資産があるかどうかも含め減損会計に関する検討が行われている形跡がない。 減損会計適用に関するフローを適切に認識した上で、毎年度対象となる資産がないかどうかを検討するようすべきである。	「減損会計に関する取扱要領」に基づき適切に処理する。 なお、有明工業用水道事業に係る減損処理については、補助金の算定ルールにより処理の判定結果が異なるため、一般会計の補助金の算定ルールの見直しを踏まえ、検討を行う。	着手済
11	150	苓北工業用水道事業の建設仮勘定について	指摘	苓北工業用水道事業において計上されている浄水場建設の計画にかかる建設仮勘定について、建設中断から15年が経過しており、その間進展がない状況であり、その資産性に疑義があると判断せざるを得ない。 正味売却価額を見積った上で、帳簿価額と正味売却価額との差額を減損損失として計上することになる。	「減損会計に関する取扱要領」に基づき、当該建設仮勘定単独での減損処理の判定を行い、適切な額を減損損失として計上する予定。	着手済

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況  
(テーマ「公営企業会計に属する事業の執行および管理運営について」)

※頁: 包括外部監査結果報告書における記載ページ

番号	頁	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
(3)収益・費用に関する事項						
12	154	県財政負担のあり方について	意見	一般会計繰出金の繰出基準が30年以上見直されておらず、不足する資金を一般会計からの借入金でまかなっているが、借入金残高は増加傾向にある。また、償還期限が到来した借入金についても償還期限を延期することが常態化しており、返済の目処は立っていない。 仮に一般会計への借入金返済が返済不能となった場合、熊本県財政に与える影響は大きく、工業用水道事業の財政状態の改善は急務であるとする。そのため、一般会計繰出金(補助金)と一般会計からの借入金の割合を見直すなどして、年度での損益を改善するなど、長期的な視点で持続可能な県財政負担のあり方を検討すべきである。	検討を進めているところであるが、今後検討を進めるにあたり、有明と八代工水へのコンセッション方式導入後の投資・財政見直しをベースに検討をすることとしている。そのため、本年度のコンセッション導入手続き(提案内容等)を踏まえ、その試算ができた時点で、引き続き、財政負担の在り方を検討することとしたい。	着手済
13	158	長期前受金の収益化について	指摘	工業用水道事業では、補助金で取得した固定資産は管理しているものの、企業債を発行して取得した固定資産及び自己資金又は借入金で取得した固定資産については特に区分されておらず、長期前受金の収益化については補助金と補助金以外に区分けして、収益化の金額を理論値で算出しているため、本来収益化されるべきではない部分の金額が長期前受金戻入(営業外収益)として計上されている。 地方公営企業会計では、固定資産を取得するために受けた補助金等を長期前受金として繰延計上した上で、固定資産の減価償却に対応した期間で収益化することが規定されているため、固定資産の取得に関して財源ごとに管理した上で、対応する長期前受金を適切に管理する必要がある。	令和3年度に予定している会計システム(固定資産管理システム)の改修に合わせ見直しを行う。	着手済
14	160	入札の管理について	指摘	有明及び八代工業用水道運転保守等業務委託契約の締結に際し、企業局は公募後に施設の現地説明会を実施しているが、事前説明会の実施前に落札者であるA社に対して「事前説明会への参加申込は希望者が御社しかないが開催するか」との連絡をしている。 これは現地説明会の時点で応札の可能性のある会社が1社しかないとの情報を示唆するものであり、この段階で参加申込者が1社しかないという情報をA社に話した点に問題がある。 たとえ参加申込者が1社であったとしても、現地説明会を実施すべきであったと考える。結果的に参加者が1社しかない可能性があるかと参加者が察したとしても、それは県側の落ち度ではないことから、今後検討が必要である。	入札参加者に係わる情報については、職員一人一人に入札に関する規程の周知徹底を図り、再発防止に努める。	実施済
15	161	入札の予定価格について	意見	水質分析業務に関する委託業務について、入札手続きを確認したが、落札率が14.4%と非常に低い状況にあった。 熊本県としては予定価格の算定の根拠として、業界団体である(社)日本水道協会が平成23年12月に作成した「水質検査・管理業務等委託積算要領」を価格算定の根拠としているが、当該資料は8年前に作成されていることから、現在の経済水準と乖離している可能性がある。 今回のような業務の発注においては、予定価格算定のため数社から事前見積りを入手し、現在の経済水準を反映した予定価格の算定する方法が考えられる。 また、競争原理が働くよう一般競争入札制度が導入されているが、行き過ぎた競争は逆に業界の疲弊を生む恐れがあるので、業務委託契約についても最低制限価格を導入することで、行き過ぎた価格競争が発生しないよう配慮すべきである。	原則、予定価格算定においては、積算要領を引き続き利用するが、常時最新版であるかの確認に努める。 また、予定価格と落札額の乖離が著しい場合は、必要に応じて見積りの徴取についても検討する。	実施済

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況  
(テーマ「公営企業会計に属する事業の執行および管理運営について」)

※頁: 包括外部監査結果報告書における記載ページ

番号	頁	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
16	162	変更契約書について	指摘	2019年10月より、消費税が8%から10%に引き上げられることに伴って、有明及び八代工業用水道運転保守等業務委託契約の一部変更を行っているが、これに伴い交わされた一部変更契約書及び別紙を確認したところ、月々の「消費税及び地方消費税」の金額について、2019年10月から2020年3月までの6ヶ月分は増税後の10%で計算されていたが、2020年4月～2021年3月までの12か月については、増税前の8%で計算された金額が記載されていた。 企業局としては、残りの契約期間が1年6ヶ月と短くなっていること及び債務負担行為を追加でとることが時間的に難しかったことから、当年度の契約金額のみ変更し、翌年度の契約金額については翌年度に見直すものとしていたようであるが、本来将来にわたる債務を負担する行為は、債務負担行為による手続を踏む必要があることからこのような取り扱いは問題がある。 今後、同様に変更契約の必要が出てくる事象について、毎年検討する等の慎重な対応が必要である。	令和2年4月から令和3年3月までの期間について、消費税10%で変更契約を行った。 令和2年度から委託業務の管理表を作成し、変更契約を要する事象の有無について、適宜確認を行い、遺漏ないように努めている。	実施済
17	163	消耗品費の計上(共通経費の按分)について	意見	電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業の共通経費について、理論的な按分計算に基づき配賦されていない。 適切な配賦基準を検討し、より適切な期間損益計算に資する按分方法を設定することが望まれる。	令和2年度からは、指摘された事項について、事業毎に配分されている職員数に応じた配賦基準を設け、適切に按分を行っている。	実施済
(4) 全般的事項						
18	165	事業間の貸付金に関する方針について	意見	工業用水道事業内における各事業間の資金の貸し付けについて、特にルールはないとのことである。もともと会計を分けて管理した趣旨からすれば、資金調達方法に関するルールが存在しない点で問題がある。 資金調達に関する明確な方針が必要であると考え。	毎年度資金不足が生じる工業用水道会計において、資金調達方法については毎年検討した上で決定しており、一般会計からの補助・貸付額が不足する場合は、例外的に事業間の貸付で対応している。 今後、一般会計の新たな補助額の算定方法等について検討を行う予定であり、当該協議の結果を踏まえて資金調達方法に関する方針等についても検討する予定。	着手済
19	166	事業間の資金貸付に関する開示について	指摘	会計内の内部取引によって発生した債権債務については対外的な債権債務ではないことから、企業局の決算書においては相殺消去する必要があるが、相殺消去されずに記載されている。 今後内部取引によって発生した債権債務については、貸借対照表を作成する段階で相殺消去し、資産及び負債として計上しないよう修正する必要がある。	次回決算書の作成から相殺消去ができるよう、令和元年度の決算書を基に相殺する数値の確認を行った。	着手済
20	166	固定資産明細書の様式について	意見	上記固定資産明細書の項目建てについて、項目の表記方法等につき貸借対照表の科目区分と整合していない部分があるため、見直しを検討すべきである。	令和元年度の決算書について、固定資産明細書の項目建てを見直した。	実施済

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果報告に関する措置状況  
(テーマ「公営企業会計に属する事業の執行および管理運営について」)

※頁: 包括外部監査結果報告書における記載ページ

番号	頁	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
21	167	人件費の計上方法について	意見	<p>企業局の実施する各事業に共通する人件費について、実態をより正確に反映した方法にする必要がある。業務量の違いにより集計方法を決めているとのことであるが、執務記録等の具体的な数値に基づくものではなく、感覚によるものであることから、実態を反映できているか検証できない点で問題がある。</p> <p>合理的な基準で配賦計算するといった対応を検討することが望ましい。</p>	<p>現在、企業局では事業毎の業務量をベースに人件費の配賦を行っており、局全体の割合は、概ね電気事業8割、工水事業2割となっている。</p> <p>総務班(5人)は、出先を含めて局全体の庶務等を担っていることから、上記の割合を参考に、4人を電気事業、1人を工水事業で人件費を支給しており、この配賦基準は一定の合理性があると判断している。</p> <p>また、工務課の班長職についても、電気班長はもとより施設班長も発電所リニューアル工事等にも携わるなど、個人の業務の過半が電気事業と認識しており、主たる業務である電気事業から人件費を支給することに問題は無いと判断している。</p> <p>一方、次年度以降有明・八代工水にコンセッション事業が導入されると、工水事業の業務量に変化が生じることから、それらを踏まえ事業毎に適切に配賦することとしたい。</p>	実施済
22	170	資本剰余金に含まれる雑資本剰余金について	指摘	<p>資本剰余金として計上する根拠のない金額が資本剰余金として計上されている。</p> <p>地方公営企業法の規定に基づき、条例もしくは議会の議決を経て処分を行うべきである。</p>	<p>令和元年度の決算時に議会の議決を得たうえで、当該科目の処分を行う予定。</p>	着手済

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果報告に添えて提出された意見について  
(テーマ「公営企業会計に属する事業の執行および管理運営について」)

※頁: 包括外部監査結果報告書における記載ページ

番号	頁	件名	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
【病院局】熊本県立こころの医療センターについて					
1	81	医師確保のための対策について	当センターにおいては診療待ちの患者が発生しており、予約待ちの期間が2週間～1ヶ月となる場合もあるとのことである。この予約待ち状態となっている原因のひとつとしては、診察にあたる医師の不足があげられる。当センターでは、主に県内の国立大学の医局に協力を仰ぎ、医師を派遣してもらうことで医師を確保する等の対策をとっているが、医師の数がボトルネックとなり収益が改善できていない可能性がある。医師会との連携の強化、医師に対する研修制度の充実、女性医師の働きやすい環境づくりといった対策をとって、安定的な医師の確保に努めてはどうか。	これまでも県ドクターバンク等への登録、熊本県精神科協会会長への協力依頼など医師の確保対策は行っている。 医師の研修参加についても正職員、非常勤問わず自由に参加できるように毎年予算措置を行っており、多くの参加があっている。 女性医師の当直室を令和元年度当初から設けるなど、環境改善も図っている。	実施済
2	85	診療報酬の確保について	当センターにおいては、事務職は知事部局からの異動により配属されることから、医療機関の経営に精通した事務職員が存在しておらず、診療報酬の確保及びコスト削減に対する知識、ノウハウおよび体制が不足している。その影響で、病床利用率や患者1人1日あたり収益が他の病院と比較して低い傾向にあることが考えられる。 これらを改善するために、短期的には医療経営に精通した専門家を招聘し、医業収益の確保や業績管理手法を改善するとともに、中長期的には当センター内で医療経営を行える人材の育成を目指してはどうか。またカルテの記載内容に漏れないようにし、加算漏れが生じない様にするといった努力も必要ではないか。	院内の診療報酬検討委員会等で診療報酬の確保のための検討を行うとともに、レセプト点検により加算漏れや新規取得の改善を行った。 医療事務に精通した専門家の意見を定期的に聞くとともに、人材育成を進めている。	着手済
3	91	病院経営の専門家の登用について	一般的な病院であれば、病院の事務統括スタッフ(例えば事務長等)が情報を管理し、医療スタッフと連携を取りながら対処することが多いものと考えられるが、当センターの場合はこれに該当するようなスタッフがおらず、空き病床の効率的な管理ができていない点が、低い病床稼働率の一因となっていることが考えられる。 例えば、他病院でこのような業務を行ったことがある、病院経営に精通した職員を任期付きで雇用し、一定期間病床の管理等の業務を任せることで、稼働率の向上が見られるかを試行してみてもどうか。その上で改善が認められれば、病院経営の専門職として継続雇用して病院経営全般を統括させたいうえで、県のスタッフがその状況をモニタリングするといった運営方法をとれば、収益性向上に資するものと考えられる。	職員の人材育成を行うとともに、病院経営の専門家の評価及び意見を参考に患者の受け入れ体制などの改善を進めた。	着手済
4	92	支援スタッフの確保について	当センターでは、医師の負担軽減を目的に医療クラーク(医療補助者)の導入を平成30年度より開始した。導入後間もないことから、実際の効果について数値等で確認できるものはないが、全国にある類似施設15施設に対し、医療クラークの導入の有無をアンケートで確認したところ、11施設が導入しているとの回答があり、診療報酬加算の算定や、医師の実質診療時間の増につき一定の効果があるとの回答もあった。 一人当たり診療単価の向上にもつながるものと思われるため、適切な医療クラークの活用について効果を確認しつつ今後も継続していくべきものと考えられる。	医療クラーク2名を採用しており、今後も医師の負担軽減のため継続雇用する予定である。	実施済

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果報告に添えて提出された意見について  
(テーマ「公営企業会計に属する事業の執行および管理運営について」)

※頁: 包括外部監査結果報告書における記載ページ

番号	頁	件名	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
5	92	医療スタッフのモチベーション確保について	当センターの医療スタッフにヒアリングをした中で、勤務する職員のモチベーションの確保の問題があげられた。医師については大学の医局の方針で異動があり、また医局に属さない医師についても、医師の求人は多いことから、いつでも他の病院に移ることが可能であり、環境を変えることができるが、看護師や臨床心理士等の医療スタッフについては、熊本県職員として採用されていること、民間病院に比べて雇用条件が良いことから、なかなか他の医療機関に移る職員は少なく、人の入れ替わりも少ないとのことである。 県他機関との間での人事異動、研修制度の充実、勤務環境の整備といった対策を取り、医療スタッフのモチベーションを維持する方策を検討してはどうか。	医療スタッフは、希望すれば、学会や研修を受講できることとしており、実際、多くの研修に参加している。年休取得率も高く勤務環境は良好であるため、モチベーションは一定量確保できていると考えている。 人事異動については、事務職が中心となるが、今後とも知事部局との相互交流を進めていくこととしたい。	実施済
6	95	部門別損益のより正確な把握の必要性	当センターでは、収益については、毎月、入院・外来診療・デイケア・作業療法・訪問看護というようにセクションに分類して集計し、毎月開催される運営会議で情報を共有し、今後の対応等を協議している。支出に関しては、毎年度予算策定時に各セクションから提出された予算要求書を審査するにあたり、昨年度の状況の聞き取りを行っている。 しかし、収益と対応する費用などの部門損益管理が十分ではないため、経済性を発揮するための課題が明らかにならず、具体的な対策を立てることが容易ではない。課題把握のための手段の一つとして、全体損益管理だけではなく部門ごとの損益管理が必要である。 経営を改善するためには、まずは問題の所在を明らかにすることが重要であり、その問題に対処し解決することが求められる。地方公営企業として求められる企業の経済合理性を発揮するためには、部門別損益計算は重要な手段の一つであると考えられるため、部門損益管理の方法を当センターで工夫をされたい。	部門別損益管理が簡易で実効性のあるものとするため、薬品費や材料費、職員給与費などの費用をどのように各セクションに割り振るのが適当なのかを検討する。	着手済
7	102	熊本県の関連部局との協力について	当センターは病院局として独立して運営されているものの、県庁の他の部署との連携という面では、「障がい者福祉」の観点からは障がい者支援課と、「医療」の面からは医療政策課と関連性がある政策を担っている。また、これらの政策を実現させるための人材の確保の面では、人事課との連携も必要であり、これらの部局との連携が重要であるといえる。 精神科医療については地域医療構想とは別に、平成30年4月に「第7次熊本県保健医療計画」を策定しており、この中で精神疾患に関する現状と課題を認識し、これに対する施策と評価指標が設定されている。 しかし、当センターとしてこの評価指標に合致するような数値目標が公表されていない。病院局として基本的に独立採算が求められる部署において、経営面での数値目標を定めたくて努力するのは重要であるが、県の一部局である以上、熊本県全体として目指している施策に対し、どのように貢献しているかを明らかにすることについても同様に、当センターの存在意義を示すために重要である。 関連部署となる医療政策課、障がい者支援課についても、指標達成を病院局に任せるとはせず、政策目標達成のために積極的に病院局と連携、協力する必要があるのではないかと。	県の精神科医療の中で、処遇困難な患者の受入れや児童・思春期医療の積極的推進、入院患者の地域移行支援など、セーフティネット機能、政策的・先導的医療の役割を担っていくため、関係部局間でより一層連携・協力して取り組んでいく。	実施済

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果報告に添えて提出された意見について  
 (テーマ「公営企業会計に属する事業の執行および管理運営について」)

※頁: 包括外部監査結果報告書における記載ページ

番号	頁	件名	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
8	105	当センターの今後のあり方について	<p>現代社会において精神科医療の重要性は増しており、当センターの機能は今後とも県の精神疾患対策の一環として存続させる必要があるといえる。</p> <p>その反面、当センター運営に関する効率性といった面では、これまでに述べてきた収益性改善の問題や、人材の確保と勤務環境の改善、事業の効率性や経済性を判断するための部門別損益の把握等解決すべき課題も多い。</p> <p>県外の他の精神科公立病院と比較しても、当センターは効率的に運営されているとは言えず、業務のマニュアル化による後方部門の効率化と医師、看護師といった現業部門での人員の確保等による事業の効率性向上が求められる。</p> <p>当センター単独での効率性向上が難しい場合は、熊本県の有する類似他施設との統合や、指定管理者に運営を任せられることも考えられる。</p>	<p>当センターの業務を行う事業形態としては、現在の地方公営企業法全部適用の他に、指定管理者、独立行政法人が考えられるが、県における精神科医療の中心的な役割を継続して担っていくためにも、現在の事業形態を維持しつつ業務効率化を進める。</p>	実施済

令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果報告に添えて提出された意見について  
(テーマ「公営企業会計に属する事業の執行および管理運営について」)

※頁: 包括外部監査結果報告書における記載ページ

番号	頁	件名	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
【企業局】工業用水道事業および駐車場事業について					
1	172	工業用水道事業の財政状態と今後の収支見通しについて	<p>熊本県の工業用水道事業全体を見ると費用のおよそ半分を減価償却費が占めており、特に有明工業用水道事業においては平成29年度における減価償却費335,084千円のうち、水源となっている竜門ダムの使用権の償却費が288,188千円を占めている。これに対し、収益については減価償却費を除く費用を賅える程度にしか計上できておらず、水源確保のための設備投資に伴う減価償却費が事業の黒字化に対して大きな足かせとなっていることが考えられる。</p> <p>ダム使用権は平成14年度に238億円が計上され、平成18年に用水の一部を上水道に転用したことによる使用権の一部譲渡と、毎年の減価償却を経て、平成30年度末時点では111億円の残高となっている。残存年数はおよそ39年となっているが、この償却費負担が続く限り、収益に対して過大な償却費負担も継続することとなる。</p> <p>企業立地を促し収益増加を図ることで収支均衡を図る、といった対応も考えられるが、そのためには1事業所当たりの配水量が変わらなかったとしても、現在の配水先事業者数を倍程度に増やす必要がある。加えて最近では工業用水を使用する事業所においても環境対策や節水意識が浸透し水の使用量が減ってきており、全国的に工業用水の配水先事業所自体も減少傾向にある現状を考えると、総費用を賅うだけの収益向上が見込めるかについては不確実である。</p> <p>したがって運営費負担の軽減努力を行ったとしても、根本的な経営改善対策となるかは不確実であると考えられ、前述「12. 県財政負担のあり方について【意見】」で述べたように、県の財政負担の在り方を抜本的に見直すといった対策がない限り、収支及び財政状況の改善は見込めない。</p> <p>また、財政状態改善に関して検討すべきは、資本の額が過少となっている点である。貸借対照表上、工業用水道事業における資本金の額は30千円となっており、同等の資産規模を持つ他県の工業用水道事業と比較しても著しく低い。資産・負債の規模と資本金の関係を図示した場合、他県の工業用水道事業と比較すると図示が困難となるほど資本金の額が小さい。</p> <p>資本が脆弱なうえ、償却費負担が大きいことから利益の計上も難しく、每期継続して損失を計上しているようでは、債務超過解消の見通しは立てられない。また、現在の収益構造を見る限り、一般会計からの借入金については返済の見込みが立たず、他県の資本構成と比較しても、本来事業実施のための資本として拠出すべきものではなかったかと考えられる。</p> <p>財政状況の健全化、また将来への損失の繰延を防ぐ観点から、有明工業用水道事業に関して「10. 固定資産の減損の検討について【意見】」で示したとおり減損損失を認識し、事業規模に比して過大となっている資産額を損失として計上した上で、一般会計からの借入金を資本に転換し、財政基盤を見直すことを検討してはどうか。</p>	<p>工業用水道事業、特に有明工業用水道事業については多量の未利用水を抱えていることに加え、水源として参画した竜門ダムの事業費負担は経営を大きく圧迫し、厳しい経営状況となっている。</p> <p>上水転用や最近の公共施設等運営権(コンセッション)方式の導入等、経営改善努力を行ってきたが、収支の黒字化までは至っておらず、財政状況の健全化のために一般会計繰出金を含めた財政負担の在り方について、引き続き検討を進めることとする。</p>	着手済



令和元年度(2019年度) 包括外部監査結果報告に添えて提出された意見について  
(テーマ「公営企業会計に属する事業の執行および管理運営について」)

※頁: 包括外部監査結果報告書における記載ページ

番号	頁	件名	内容	改善措置	マニュアルによる措置区分
2	180	駐車場事業の今後の方向性について	<p>駐車場事業については、平成28年度の指定管理者制度導入以降、熊本地震による一時閉鎖や同地震に伴う改修工事等の時期を除き利用者数は増加傾向にある。営業収益についても、指定管理者制度移行後においても安定的に納付金収益が計上されており、財政状態としても企業債の償還がすでに終わっていることから現状懸念される状況にはない。</p> <p>ただ、主に熊本市都市圏における公共交通機関の利用者は横ばいか、もしくは減少傾向にあるとともに、高齢化の進展やこれに伴う公共交通網維持の重要性、幹線道路における渋滞の発生や、CO2排出等の環境問題を踏まえると、中心市街地に県営駐車場を維持するという、市街地への自家用車流入を増やすような施策をとるべきかどうかは検討の余地がある。</p> <p>供用開始時点では市街地に十分な数の駐車場がなかったことから県が直接駐車場を設置するという発想になったものと考えられるが、現在は民営の駐車場が多数整備されている状況である。県の役割としては他の自治体とも協力しながら駐車場を含む交通整備全体を見通した政策立案により重点を置き、駐車場の設置運営は自治体の交通政策や道路事情、駐車場の需給等を十分に把握した上で極力民間に任せて運営するようにシフトすることが望ましいものとする。</p>	<p>県営有料駐車場は、現行建物を利用可能な間(今後20年間)は指定管理者(利用料金制)による管理運営を継続し、安定的な黒字の確保を目指す予定。なお、中心市街地での公営駐車場の継続の有無については、次期更新を見据えたうえで他の活用も含めて検討を行うこととしている。</p>	着手済